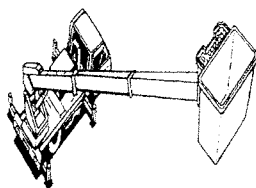
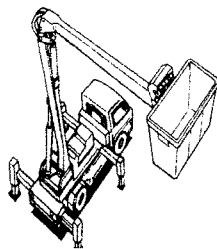


# 『高所作業車運転技能講習』開催について

☆高所作業車を操作する上での最上級資格になります。(全ての高所作業車の操作が可能です。) ☆



富士宮商工会議所  
(一社)労働技能講習協会

作業床の高さが10m以上の能力のある高所作業車を操作するには労働安全衛生法第61条1号政令第20条15号より高所作業車運転技能講習を修了しなければなりません。

無資格の方はこの機会に取得されることをお勧め致します。

- ☞ 日 時 【学科講習】令和2年6月20日(土) 8:30~18:30 (終了後学科試験)  
【実技講習】令和2年6月21日(日) 8:00~17:00
- ☞ 会 場 【学科講習】富士宮商工会議所 【実技講習】テルモ(株)富士宮工場  
※ 学科会場は富士宮商工会議所 2階 大会議室(富士宮市豊町18-5)にて行います!!
- ☞ 受講資格 18歳以上 男女 普通自動車免許以上保持者(自動二輪、原付は除く)
- ☞ 免除規程 移動式クレーン運転免許、小型移動式クレーン運転技能講習修了者は学科試験の一部が免除されます。 ※ 但し、履修は全て受講していただきます。
- ☞ 講習料金 受講料 33,500円 (消費税込、学科講習・実技講習・修了証交付手数料等全て含む)  
テキスト代 1,880円 (建設業労働災害防止協会 2018年(平成30年)12月26日改訂第6版のもの)  
※ テキストについては、改訂がない限り企業内で流用できます。  
※ 試験一部免除対象者は受講料が32,500円になります。
- ☞ 定 員 40名 (定員になり次第締切り。申込の際は空席の有無を電話にて確認の事。)  
※ 規定人員に達しない場合は講習を延期又は中止する場合がありますのでご了承願います。
- ☞ 申込手続 所定受講申請書(含写真2枚「タテ40mm×ヨコ30mm」)に受講料を添えて、商工会議所迄お申込ください。(複数の申込者がいる場合は、受講申請書をコピーしてご利用ください。)  
※ 免除希望の方は必ず各修了証等のコピーを添付してください。

|       |       |                 |
|-------|-------|-----------------|
| 募集開始日 | 会議所会員 | 令和2年3月 5日(木) から |
|       | 非会員   | 令和2年3月12日(木) から |

- ☞ 講習内容 1. 運転に必要な一般的事項に関する知識(2時間) 2. 関係法令(1時間)  
3. 高所作業車に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識(5時間)  
4. 実技講習(6時間) ※ 学科、実技共修了試験を実施いたします。
- ☞ 留意事項 1. 代理出席はもちろん、遅刻、早退は失効となります。当日キャンセル・欠席は、基本的には返金等できません。  
2. 学科講習においては、受講票・筆記用具を持参し、実技講習においては実技にふさわしい服装にて参加のこと。(実技日は雨天決行です。雨具等の用意を忘れずに。ヘルメットのある方は持参してください。)  
3. 受講者は、10分前迄に会場にて受付を完了してください。
- ☞ 講習実施団体 静岡労働局長登録教習機関 (一社)労働技能講習協会

|            |
|------------|
| 富士宮商工会議所   |
| ☎ 26-3101  |
| 富士宮市豊町18-5 |

# 高所作業車運転技能講習受講申請書

様式第2号

No. ....

|  |   |   |            |
|--|---|---|------------|
| フリガナ   |   |   |            |
| 氏名   |   |   | 印          |
| 生年月日   | 昭和・平成   | 年 | 月 日 (才)    |
| 現住所<br>(修了証記載住所)                               | (〒 )  |   |            |
|  | 連絡先☎ (携帯可) _____  |   |            |
| 事業所名<br>及び<br>所在地                              | 登録会員番号【 ( ) 】(会員登録されている会社のみ記入)<br>(〒 )  |   |            |
|  | TEL. _____  |   | FAX. _____ |
| 免除科目   | 講習の一部免除対象者  |   |            |
| A 原動機に関する知識(3H)<br>高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識(2H) | A 移動式クレーン運転免許、小型移動式クレーン運転技能講習 修了者<br>B 普通自動車免許以上所持者、フォークリフト運転・ショベルローダー等運転・車両系建設機械運転・不整地運搬車技能講習修了者、建設機械施工技術検定合格者 |   |            |
| B 原動機に関する知識(3H)                                | <b>普通自動車免許以外の該当者は裏面に資格証の写しを貼付願います。</b>  |   |            |

|  |                                    |  |
|--|------------------------------------|--|
| <p>のりしろ</p> <p><b>本人証明書貼付欄</b></p> <p>代理受講防止及び記載事項確認の観点よりご本人様証明証の写しをこの欄内に貼付願います。(下記よりいずれか1点)</p> <p><b>1. 自動車免許証 2. 健康保険証 3. 住民票 4. パスポート</b></p> <p><b>5. 在留カード ※住民票の場合はマイナンバー記載無しのもの</b></p> | <p>自動車免許証の写しを貼付願います。(無の方は2~6で)</p> | <p>保存用写真</p> <p>貼付</p> <p>タテ 4.0 cm<br/>ヨコ 3.0 cm<br/>(全面に糊を付着してください)</p>          |
|  |                                    | <p>のりしろ</p> <p>修了証用写真</p> <p>貼付</p> <p>タテ 4.0 cm<br/>ヨコ 3.0 cm<br/>(はがして使用します)</p> |
| (写真は上三分身、脱帽、背景無地が原則)   |                                    |  |
| 【協会担当者記入欄 自・住・パ・他】   |                                    |  |
| No. _____  | 担当者 _____                          |  |

**【統合修了証について】**すでに当協会発行の技能講習修了証を所持している方は、今回の修了証と併せて一枚にまとめることができます。(無料) 但し、他団体で発行した技能講習修了証及び特別教育等は統合できません。

修了証の統合を 《 **希望する**      **希望しない** 》(○でご記入願います。)

下記に必要な事項を記入し、お持ちの技能講習修了証を**実技時に持参**してください。

\* 統合を希望するものに○印をつけ修了証番号を記入してください。

|         |     |        |     |         |     |
|---------|-----|--------|-----|---------|-----|
| ガス溶接    | 回 号 | 小型クレーン | 回 号 | 車両系(整地) | 回 号 |
| フォークリフト | 回 号 | 玉掛け    | 回 号 | 車両系(解体) | 回 号 |
| 高所作業車   | 回 号 | ボイラー   | 回 号 | 他( )    | 回 号 |

※ 提出された個人情報、講習会に関する業務及び修了後のデータ管理業務に使用します。